

令和7年9月26日

小・中学校保護者 各位

綾川町教育委員会

## 綾川町立学校の警報発令時対応の改正について

警報発令時の小・中学校対応について改正いたしますのでお知らせいたします。

改正は令和7年10月1日から適用いたします。

なお、警報発令時の臨時休校については、教育委員会からミッターメールにて配信し、詳細な個別連絡がある場合は、各校から配信いたします。

○改正の概要は以下の通り（詳しくは別添要領を読んでください）

（改正前）

綾上小学校	7時までに解除されない場合は臨時休校。
昭和小学校	9時までに解除されない場合は臨時休校。 ただし、7時～9時までに解除された場合は給食中止、午前中授業を行う。
陶 小学校	
滝宮小学校	
羽床小学校	
綾川中学校	9時までに解除されない場合は臨時休校。 ただし、7時～9時までに解除された場合は、家で昼食をとり12時30分までに登校し、4・5・6時間割の授業を行う。



（改正後）

全小・中学校	6時45分までに解除されない場合は臨時休校。 ただし、6時45分～8時の間に発令された場合は臨時休校。 「警報」が発令されていることに気付かずに登校した場合は、保護者に児童・生徒を引き渡す。
--------	---

○改正の理由

- ・小学校間、また、小・中学校間で対応が違っていたため統一した。
- ・スクールバスを考慮し、統一時間は6時45分とした。

お問い合わせは…綾川町教育委員会 学校教育課 087-876-1180 まで